別表第２中「107」を「106」に、「103」を「102」に、「101」を「100」に、

平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100

を

平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成25年４月１日から効力を発生する。

平成 25 年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成25年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 29 日　　財務大臣　麻生　太郎

平成25年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別	生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)	188	(814) 1,843	5,849	7,880
期首在庫 (B)	48	214	1,018	1,280
供給見込数量 (C)	195	1,818	6,026	8,040
うち国内産	140	817	—	956
外国産	56	1,001	(148) 6,026	7,083
計 (D)＝(B)＋(C)	243	2,032	7,045	9,320
期末在庫 (D)—(A)	55	189	1,196	1,440

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。
　○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。
　○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。
　○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。
　○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。
２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成25年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。
３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定により、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を次のとおり定め、平成25年３月１日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 29 日

厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、中期目標を次のとおり定める。

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成25年４月１日から平成30年３月31日までの５年間とする。

第２　業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

１　効率的な業務運営体制の確立

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年１月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。

⑴　効率的な業務運営体制の確立

提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを縮減すること。

また、整理合理化計画、見直しの基本方針及び勧告の方向性等を踏まえ給与水準の適正化等について、引き続き取り組むこと。

さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとすること。

⑵　内部統制・ガバナンス強化への取組

整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。

その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとすること。

⑶　業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上節減すること。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。

３　合理化の推進

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。

①　整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した「随意契約等見直し計画」（平成22年４月策定）の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。